

鎌倉女子大学短期大学部 基幹教員数

基準時点：2026 年 5 月 1 日

	基幹教員									助手	備考
	教授	准教授	講師	助教	計	専ら当該学科等の教育研究に従事する教員（a～b）	短期大学設置基準上必要基幹教員数	うち教授数	短期大学設置基準別表第一イ及びロに定める基幹教員数の四分の三の数		
初等教育学科 計（a～d）	7	12	3	0	22	－	8	3	－	0	
a.	6	12	3	0	21	22	－	－	6	－	
b.	1	0	0	0	1		－	－		－	
小計（a～b）	7	12	3	0	22		－	－		－	
c.	0	0	0	0	0	－	－	－	－	－	
d.	0	0	0	0	0	－	－	－	－	－	
（短期大学全体の入学定員に応じた教員数）	－	－	－	－	－	－	3	1	3	－	
短期大学合計	7	12	3	0	22	22	11	4	9	0	
	基幹教員									助手	備考
	教授	准教授	講師	助教	計	専ら当該学科等の教育研究に従事する教員（a～b）	短期大学通信教育設置基準上必要基幹教員数	うち教授数			
初等教育学科 通信教育課程 計（a～d）	7	13	2	0	22	－	10	3		0	昼間又は夜間において授業を行う学科が通信教育を併せ行う場合の数
a.	6	12	2	0	20	21	－		－	－	
b.	1	0	0	0	1		－		－	－	
小計（a～b）	7	12	2	0	21		－		－	－	
c.	0	0	0	0	0	－	－		－	－	
d.	0	1	0	0	1	－	－		－	－	

<基幹教員区分>

- a．専ら当該学科等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの
- b．専ら当該学科等の教育研究に従事する者であって、年間 8 単位以上の授業科目を担当するもの（a に該当する者を除く）
- c．専ら当該短期大学の教育研究に従事する者であって、年間 8 単位以上の授業科目を担当するもの（a 又は b に該当する者を除く）
- d．専ら当該短期大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該短期大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該短期大学の複数の学科等で教育研究に従事する者であって、年間 8 単位以上の授業科目を担当するもの（a、b 又は c に該当する者を除く）